

令和7年度

「あなたのマナーがみんなを守る

交通マナーアップ県民運動」

実 施 要 綱

香川県交通安全県民会議

はじめに

香川県における交通安全運動は、香川県交通安全県民会議・市町交通安全対策協議会を中心として、“県民総ぐるみで交通死亡事故ワースト上位からの脱却”を合言葉に県民総ぐるみの運動を展開しており、令和6年度は「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」を実施しました。

その結果、令和6年中の県下における交通事故は、前年に比べて発生件数が98件減少の2,943件(-3.2%)、負傷者数が133人減少の3,579人(-3.6%)であり、死者数については2人減少の31人(-6.1%)で、統計資料が残る昭和23年以降で最も少なかった昭和24年に並ぶとともに、第11次香川県交通安全計画の目標値39人以下を4年連続で下回りましたが、人口10万人当たりの死者数については、全国ワースト11位となり、依然として予断を許さない状況が続いています。

このため、昨年度に引き続き本年度においても、「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」を進め、交通事故発生件数や交通事故死者数の抑制に取り組むこととしております。

交通事故のない安全で快適な交通社会の実現は、県民全ての願いであり、関係機関・団体と連携して県民運動を計画的、効果的に推進することとします。

交通事故防止のキーワードは、“交通ルールの遵守と交通マナーの実践”です。皆様方の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

第1 趣旨

この要綱は、香川県の令和7年度における交通安全運動の計画的かつ効果的な推進を図るため、基本的な事項を定めるものとする。

第2 目的

本運動は、人命尊重の理念のもとに、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現するため、「歩行者優先」の交通安全思想を基本とし、「歩行者優先 守るけん かがわ県」をスローガンに、関係機関・団体が連携を密にして、交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策を講じるとともに、県民一人ひとりが交通社会の一員であるとの自覚を持って、交通ルートを遵守し、思いやりのある心に基づいた交通マナーを主体的に実践することにより、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。

第3 期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの1年間

第4 年間スローガン

歩行者優先 守るけん かがわ県

第5 推進機関・団体

別記のとおり

第6 運動の重点

区分	重点項目	推進方針	備考
①	高齢者の交通事故防止	<p>交通事故による高齢者の死者数は、全死者数の約7割を占めている。本格的な高齢社会の到来を迎え高齢者人口や高齢者の社会参加の機会の増加等に伴い、今後さらに増加することが懸念されることから、高齢者の交通死亡事故抑止が当面の重要課題である。</p> <p>県民総ぐるみで高齢者の保護意識の醸成に努めるとともに、高齢者自身の規範意識の高揚を強力に推進する。</p>	<p>全死者数に占める高齢死者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年中 61.3% ・R5年中 66.7% ・R4年中 68.6% ・R3年中 59.5% ・R2年中 74.6%
②	横断歩道の歩行者優先と正しい横断	<p>本県の人対車両の死亡事故の約6割が道路を横断中に発生し、このうち約7割は横断歩道外で発生しており、横断歩道の歩行者優先と正しい横断が遵守されていない現状にある。</p> <p>運転手に対しては、歩行者が安全に道路を横断できるようにするため、横断歩道手前での減速と横断歩道における歩行者優先の徹底を図り、歩行者に対しては横断歩道の安全利用等の正しい横断を推進する。</p>	<p>歩行横断中の事故死者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年中 7人 ・R5年中 6人 ・R4年中 9人 ・R3年中 7人 ・R2年中 10人
③	自転車の正しいルールとマナーの徹底、乗車用ヘルメット着用の推進	<p>自転車利用者の交通ルール無視やマナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為が社会的な問題となっていることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守とマナーの実践を促進することによって、ヘルメットの着用や整備点検の実施及び自転車損害保険等の加入義務化等も含めた自転車の安全利用の推進を図る。</p>	<p>自転車乗車中の事故死者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年中 8人 ・R5年中 8人 ・R4年中 5人 ・R3年中 9人 ・R2年中 13人
④	シートベルトの全席着用・チャイルドシートの正しい使用の推進	<p>シートベルト・チャイルドシートの着用は、交通事故による被害を大幅に軽減するものであるが、いまだに交通死亡事故の当事者には非着用者が多い。またチャイルドシートについては、車両への取付け固定が不十分であるなど、誤った使用方法が多い現状である。</p> <p>このため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。</p>	<p>四輪乗用中の死者のシートベルト非着用率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年中 66.7% ・R5年中 50.0% ・R4年中 50.0% ・R3年中 60.0% ・R2年中 68.2%
⑤	飲酒運転・妨害運転等悪質で危険な運転の追放	<p>悪質・危険な飲酒運転等に対しては、罰則や取締りの強化が図られているが、飲酒を主原因とする交通死亡事故は、依然として発生している。</p> <p>このため、交通死亡事故など重大事故に直結する飲酒運転を根絶するためには、県民一人ひとりの規範意識の高揚と飲酒運転を許さない社会的環境の確立が必要であり、それに沿って施策を推進する。</p>	<p>飲酒による死亡事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年中 1件 ・R5年中 1件 ・R4年中 1件 ・R3年中 1件 ・R2年中 6件

第7 期間及び日を定めて実施する運動

1 各季の交通安全運動

運動名	期間	推進要領
春の全国交通安全運動	4月6日(日)から 4月15日(火)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める令和7年春の全国交通安全運動香川県推進要綱に基づき、各推進機関・団体が連携して香川県における交通安全運動を強力に推進する。
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)から 9月30日(火)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める令和7年秋の全国交通安全運動香川県推進要綱に基づき、各推進機関・団体が連携して香川県における交通安全運動を強力に推進する。
年末年始の 交通安全県民運動	12月10日(水)から 翌年1月10日(土) まで	人や車の往来が増加するほか、飲酒の機会が多くなる年末年始に多発が予想される重大事故を抑止するため、県下一斉の交通安全運動を実施する。

2 日を定めて実施する運動

運動名	実施日	推進要領
県民の交通安全日	毎月20日	① 関係機関・団体の連携 香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会は、関係機関・団体との連絡を密にして地域における住民総ぐるみの活動を推進する。 ② 街頭活動の強化 主要交差点等の交通要点において、街頭指導活動を積極的に行う。 ③ 広報活動の充実 地域の住民の末端まで浸透する広報を強力に推進する。 ④ 交通安全声かけの推進 外出時には、交通安全について、相互に声を掛け合い、安全意識を喚起する。
高齢者交通安全日	毎月5日	
交通マナーアップの日	毎月5日	
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(木) 9月30日(火)	
県民自転車安全利用の日	毎年10月20日	

※ 毎月実施する運動が土曜・日曜・祝日等にあたるときは、その直後の休日以外の日振り替える。

第8 交通死亡事故多発時における緊急対策

県内において交通死亡事故が連続的かつ集中的に発生した場合は、「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」に基づき、全県又は一定のブロックを指定して、交通死亡事故多発警報を発令し、県民に注意を喚起するとともに、関係機関・団体等による総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進して、早期に交通死亡事故発生の抑止を図ることとしている。

種 別	発 令 基 準	
交通死亡事故多発 全県警報	10 日間に交通死亡事故が 6 件以上	に達したとき及び香川県交通安全 県民会議会長が特に発令の必要を 認めたとき。
交通死亡事故多発 ブロック警報	ブロック内において短期間(15 日間) に交通死亡事故が 3 件以上	

第9 日を定めて実施する県下一斉の行事

行 事 名	実 施 日	概 要
「交通事故死ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン	4月10日(木) 朝のラッシュ 時間帯	「春の全国交通安全運動」期間中の「交通事故死ゼロを目指す日」に、交通死亡事故抑止の啓発活動を展開して、県民の交通安全意識の高揚を図る。
シートベルト着用・自転車の安全利用啓発街頭大キャンペーン	7月7日(月) 朝のラッシュ 時間帯	知事、県内の各市町長をはじめ、様々なボランティア団体の関係者等が参加して、横断幕やキャンペーンプレートを利用して、ドライバーにシートベルト着用啓発、自転車の交通ルールの遵守・事故防止などについて訴える。
反射材着用啓発街頭大キャンペーン 【「交通事故死ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン】	9月30日(火) 薄暮時から夜 間にかけての 時間帯	反射材の普及促進を図ることにより、交通死亡事故の多発が懸念される短日期の交通安全対策を効果的に進める。県民総ぐるみで、通行中のドライバーや歩行者等に、反射材の効果を見せて、着用することの大切さを訴える。

第10 運動の一般的推進要領

1 家庭・学校・職場・地域における推進要領

交通ルールをきちんと守ることはもとより、思いやりとゆずりあいの気持ちに裏打ちされた交通マナーの実践など、健全な社会人を育成するために果たすべき家庭・学校・職場・地域の役割は極めて大きく、かつ重要である。これらの領域と関係機関・団体等が連携を図りながら、幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を計画的かつ継続的に行っていくとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や広報啓発活動を積極的に推進する。

交通安全教育 の推進

- 家庭における、シートベルト・チャイルドシートの着用、自転車利用時の乗車用ヘルメット着用、反射材の利用、交通危険箇所等身近な交通問題を取り上げた話し合い等の励行
- 家族そろって交通安全教室へ参加するなど、家族ぐるみでの交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- 「交通安全教育指針」に基づいた段階的、体系的な交通安全教育の推進
- 各種会議、その他あらゆる機会を通じた交通安全の呼びかけ
- 事故防止の注意喚起などによる職場・学校・地域等の実態に応じた自主交通安全活動の推進
- 児童、生徒や高齢者を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催

街頭指導活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各推進機関・団体や関係ボランティアの連携による県民の交通安全日等を重点とした街頭指導、啓発活動の強化 ○ 幼稚園、学校でのPTA等の協力を得た通学路、スクールゾーン等における交通安全指導、保護誘導活動の強化 ○ 安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等の交通安全意識の高揚
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用による広報活動の積極的推進 ○ 県民の交通安全日、高齢者交通安全日、交通マナーアップの日等を重点とした横断幕、のぼり、旗、ポスター等の掲出等による啓発活動の強化
2 各推進機関・団体の主な実施事項	
<p>各推進機関・団体は、相互の連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、組織の特性を生かし地域住民が参加しやすいように創意工夫を凝らして、以下のような諸活動を展開し、又はこれを支援するものとする。</p>	
各推進機関・団体の共通実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全運動等に伴う連絡会議の開催 ○ 各季の交通安全運動、「県民の交通安全日」等における活動の積極的な推進 ○ 各種広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進 ○ 職員に対する交通安全運動の趣旨の徹底と交通安全教育の徹底 ○ 組織・実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン、講習会等の企画開催 ○ 立て看板、ポスター、横断幕等の掲出による広報・啓発活動の推進 ○ パンフレット・リーフレット・チラシ等の啓発資料の作成・配布 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ 夜光反射材の普及促進 ○ 自転車乗車用ヘルメット着用の促進
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全運動の効果的推進 ○ 市町、関係機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請 ○ 交通安全母の会等交通安全関係団体に対する指導育成 ○ 高齢者交通指導員研修会の開催など高齢者対策の推進 ○ 交通安全教育、広報・啓発活動の推進 ○ シートベルト・チャイルドシートの着用の促進 ○ 自転車の安全利用の促進、自転車損害保険等への加入及び乗車用ヘルメット着用の促進 ○ 交通安全功労者に対する表彰 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 期間を定めて無事故・無違反に取り組むコンテストの開催

*			*
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町交通安全対策協議会等の開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請 ○ 地域住民に対する交通安全運動の浸透と運動参画の呼びかけ ○ ポスター、チラシ、広報車等による広報・啓発活動の推進や参加・体験・実践型交通安全教育の充実、強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ シートベルト・チャイルドシートの着用の推進 ○ 交通安全母の会等交通安全関係団体の育成 ○ 自転車の安全利用の推進、乗車用ヘルメット着用の推進 ○ 駐車、駐輪対策の推進 ○ 交通安全施設、通学路等の点検・整備 	
*			*
	警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「横断歩道は歩行者優先運動」の推進 ○ 交通事故分析資料及び道路交通情報の提供 ○ 交通監視・駐留警戒、交通指導取締りなど街頭活動の強化 ○ 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした自転車に対する交通指導取締りの強化 ○ 「交通安全教育推進隊」等と連携した具体的な交通安全教育の推進 ○ 交通情報板の活用及び各種会議・講習会等における広報啓発活動の推進 ○ 交通安全関係機関・団体の主体的な活動の促進 ○ 重点的・効果的な交通安全施設の整備 	
*			*
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化 ○ 交通安全施設の点検・整備 ○ 道路情報等の提供 ○ 道路の整備、障害物の除去など道路交通環境の整備・充実 ○ 道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保 	
*			*
	教育関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒等に対する交通安全教育の推進 ○ 登・下校（園）時における街頭指導の充実と通学路の点検 ○ 広報紙、機関紙、連絡票等による幼児・児童・生徒及びPTA等保護者に対する広報活動の推進 ○ 学校新聞等を活用した交通安全意識の高揚 ○ 自転車の点検整備と正しい乗り方指導の徹底 ○ 教職員に対する交通安全運動の周知徹底 	
*			*
	交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全に関する各種イベントの開催及び支援 ○ 運転者等に対する参加・体験・実践型交通安全教育の充実 ○ 反射材等交通安全用品等の普及・促進 ○ シートベルト・チャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 幼児・子ども・高齢者に対する交通安全教育の推進 ○ 二輪車・自転車の事故防止対策の実施 ○ 運転者に対する各種講習会の開催 	
*			*

- *-----*
- 安全運転管理者協議会**
- 事業所におけるシートベルト着用指導の促進
 - 事業所における「早めのライト点灯・こまめな切り替え」の推進
 - 事業所における若年運転者対策の推進
 - 事業所における車両の点検整備と安全運転管理の徹底
 - 飲酒運転根絶等各種キャンペーンの推進
 - 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進
 - 機関誌等による広報の実施
- *-----*
- 交通安全母の会**
- 各種会合の場を利用した交通安全講習会・研修会の開催
 - 広報啓発活動の推進
 - 地域交通安全活動（高齢者の世帯訪問や施設訪問等）の推進
 - シートベルト・チャイルドシート着用の推進
 - 自転車乗車用ヘルメット着用の促進
 - 夕方、夜間の外出時の反射材着用の促進
- *-----*
- 運輸支局、自動車安全運転センター、自動車事故対策機構、各自動車・二輪関係機関・団体**
- 自動車運送業者等に対する運行及び労務管理の指導
 - 不正改造、無車検、無保険、無許可営業車両の街頭指導の実施
 - 自動車の点検整備の励行指導
 - 過積載、過労運転防止対策の推進
 - 定期点検整備の推進
 - 運転記録証明書とSDカードの普及
 - 研修会、講習会等の開催と運転者適性診断の実施
 - 営業所等へのポスター等の掲出と交通安全広報の推進
 - 自転車乗車用ヘルメットの正しい着用指導の徹底
- *-----*
- 自動車教習所関係機関**
- 「早めのライト点灯・こまめな切替え」の広報・啓発活動の実施
 - 地域の交通安全活動に対する積極的な協力
 - 教習生、高齢者講習受講者等に対する安全運転教育の徹底
 - 後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と着用効果について普及啓発の促進
 - 交通関係機関・団体との連携協力
- *-----*
- 老人クラブ連合会等高齢者関係機関団体**
- 各種会合等における交通安全指導の実施
 - 高齢者交通安全教室の開催
 - 高齢者交通安全組織への加入促進と自主的な交通安全教室の開催
 - 交通安全シルバーリーダーの育成
 - 反射材用品の普及と活用の推進
- *-----*

- *-----*
- 自転車関係機関・
団体**
- 自転車の安全利用の促進
 - 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施
 - T S マーク(安全基準に合格した自転車に貼られるマーク) の普及
 - 自転車の正しい乗り方の指導の徹底
 - 反射材用品、特に側面反射材の普及と活用促進
 - 自転車の放置や迷惑駐車をしないことの指導の実施
 - 自転車乗車用ヘルメット着用の促進
- *-----*
- 旅客鉄道関係機関等**
- 踏切事故防止の広報活動の強化
 - 踏切安全通行のための「トリコ」訓練（乗用車等が踏切内で動けなくなった場合を想定した訓練）など安全教育の実施
 - 踏切における一時停止について監視強化及び路線への立入禁止、踏切事故防止についての啓発
 - 踏切道保安設備の点検整備
- *-----*

別記

あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動 推進機関・団体

<p>香川県 香川県議会 香川県公安委員会 香川県警察本部 香川県教育委員会 高松地方検察庁 四国地方整備局香川河川国道事務所 四国運輸局香川運輸支局 香川労働局 香川県市長会 香川県町村会 香川県市議会議長会 香川県町村議会議長会 香川県高等学校長協会 香川県中学校長会 香川県小学校長会 香川県P T A連絡協議会 香川県私立中学校高等学校連合会 香川県高等学校P T A連合会 香川県私立幼稚園連盟 (一財)香川県交通安全協会 (公財)香川県老人クラブ連合会 (公財)香川県消防協会 香川県生活衛生協会 (一社)香川県建設業協会 (一社)香川県トラック協会 (一社)香川県バス協会 (一社)香川県自動車整備振興会 (一社)香川県指定自動車学校協会 (一社)日本自動車連盟香川支部 (一社)香川県医師会 (一社)日本損害保険協会四国支部 (一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部 香川県安全運転管理連絡協議会 香川県婦人団体連絡協議会 香川県交通安全母の会連合会 香川県商工会議所連合会 香川県商工会連合会 香川県自転車軽自動車商協同組合 自動車事故対策機構高松主管支所 日本労働組合総連合会香川県連合会 香川県中小企業団体中央会 香川県連合青年会 四国電力株式会社香川支店</p>	<p>四国旅客鉄道株式会社 高松琴平電気鉄道株式会社 自動車安全運転センター香川県事務所 軽自動車検査協会香川主管事務所 香川県農業協同組合 香川県タクシー協同組合 香川県少年育成センター連絡協議会 香川県二輪車安全運転推進委員会 香川県青年団体協議会 香川県連合自治会 香川県石油商業組合 香川県二輪車普及安全協会 香川県サイクリング協会 (公財)香川県身体障害者団体連合会 損害保険料率算出機構高松自賠責損害調査事務所 朝日新聞高松総局 NHK高松放送局 愛媛新聞高松支社 エフエム香川 岡山放送四国支社 共同通信高松支局 高知新聞高松支局 産経新聞高松支局 山陽新聞高松支社 R S K山陽放送四国支社 四国新聞社 時事通信高松支局 瀬戸内海放送 テレビせとうち四国支社 徳島新聞高松支社 西日本放送 日刊工業新聞高松支局 日本経済新聞高松支局 毎日新聞高松支局 読売新聞高松総局</p>
--	---

(順不同)